

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に関する青森大学の対応

文部科学省が全機関に実施を要請する事項	青森大学の対応
第1節 機関内の責任体系の明確化	
① 機関全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を定めその職名を公開する。最高管理者は、原則として機関の長が当たるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者は、学長とする。 ・統括管理責任者は、事務局長とする。 ・本学においては、各部局の事務を事務局において一元的に処理するため、部局責任者は特に設けない
② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・責任体制をホームページで公表する。
③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）を定めその職名を公開する。	
④ 最高責任者は、統括管理者及び部局責任者が責任を持って競争的資金の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。	
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
(1) ルールの明確化・統一化	
① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に関する青森大学の対応」及び科学研究費等公的研究費補助金に関する学内規定・要項等を整備し、学内に周知する。
② 機関としてのルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的に運用する。	
③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。	
④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け付ける窓口は教務課とする。
(2) 職務権限の明確化	
① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的研究費の取扱に関する職務分掌及び行動規範」を定めて職務及び権限を明確にし、適正に実施する。
② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離を生じないよう適切に職務分掌を定める。	
③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。	
④ 職務権限に応じた明確な決済手続きを定める。	

文部科学省が全機関に実施を要請する事項	青森大学の対応
(3) 関係者の意識向上	
① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に開催する公的研究費等に関する説明会において周知徹底し、意識向上を図る。
② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。	
③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。	
(4) 調査及び懲戒に関する規定の整備及び運用の透明化	
① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規定等を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的研究費に不正があった場合の調査要項」を定める。 ・懲戒に関しては、「就業規則」の懲戒に関する規定を適用する。
② 不正にかかる調査に関する規定等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。	
③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規定等を定める。	
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正発生の要因を整理したうえで、「公的研究費の不正防止計画」を策定する。
② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。	
(2) 不正防止計画の実施	
① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長を不正防止計画の推進担当者とする。 ・最高管理責任者が各種会議において率先して対応することを表明し、定期的に又は随時事務局に管理状況の報告を求める。
② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。	
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	
① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者から事務局に予算執行計画書を提出させ、予算執行が当初計画より著しく遅れている場合は、遅れている原因を調査して計画の遂行に支障のないよう改善策を講じ、指導する。
② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課において、予算執行の都度確認する。
③ 不正な取引は研究者と業者の関係が密接な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者の選定について適切に行われるよう指導する。
④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注・検収事務は、軽微なものを除き、総務課において行う。
⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取組方針として明確に定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者を雇用する場合は雇用計画書を提出し、決済を受ける。勤務状況の把握は教務課において行う。

文部科学省が全機関に実施を要請する事項	青森大学の対応
⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。	・不正な取引に関与したことが疑われる場合は直ちに調査を開始し、不正が明らかになった業者に対しては、直ちに取引停止処分を課す。
⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。	・出張計画の実行状況の把握は、教務課において行う。
第5節 情報の伝達を確保する体制の確立	
① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	・相談窓口は教務課とし、不正告発の窓口は事務局長とする。
② 機関内外からの通報（告発）の窓口を設置する。	・不正があった場合又は不正の事実が疑われる場合は、担当課より統括管理責任者、最高管理責任者及び理事長に、直ちに情報を伝達する。
③ 不正にかかる情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。	・公的研究費に関する説明会、事務担当者会議において、定期的又は随時説明する。
④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。	・ホームページで公表する。
⑤ 競争的資金の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。	
第6節 モニタリングの在り方	
① 競争的資金の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。	・事務局長を長として内部監査を実施するほか、常時モニタリングする体制を充実させる。
② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件の財務情報に対するチェックのほか、体制に不備の検証も行う。	
③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。	
④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、必要な権限を付与する。	
⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。	